

令和 8 年度特別支援教育に関する調査 実施要項

10/20(火)一部修正

10/22(木)一部修正

1 調査の趣旨

【令和 7 年度通級による指導実施状況に関する調査】

通級による指導の実施状況について、全国の学校の実態を把握し、関連施策の推進を図るもの。

【令和 8 年度学校における医療的ケアに関する実態調査】

学校における医療的ケアに関する実態について把握し、関連施策の推進を図るもの。

【令和 7 年度病気療養児等に関する実態調査】

疾病や障害により病院や自宅で療養中の病気療養児等の実態について把握し、関連施策の推進を図るもの。

【令和 8 年度特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査】

特別支援学校の行うセンター的機能の取組について実態を把握し、関連施策の推進を図るもの。

【令和 8 年度学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当し特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査】

学校教育法施行令 22 条の 3 に該当すると判断された者の就学先等について実態を把握し、関連施策の推進を図るもの。

2 調査の概要

本実施要項及び「回答 FAQ（資料 4）」に基づき、調査に回答すること。

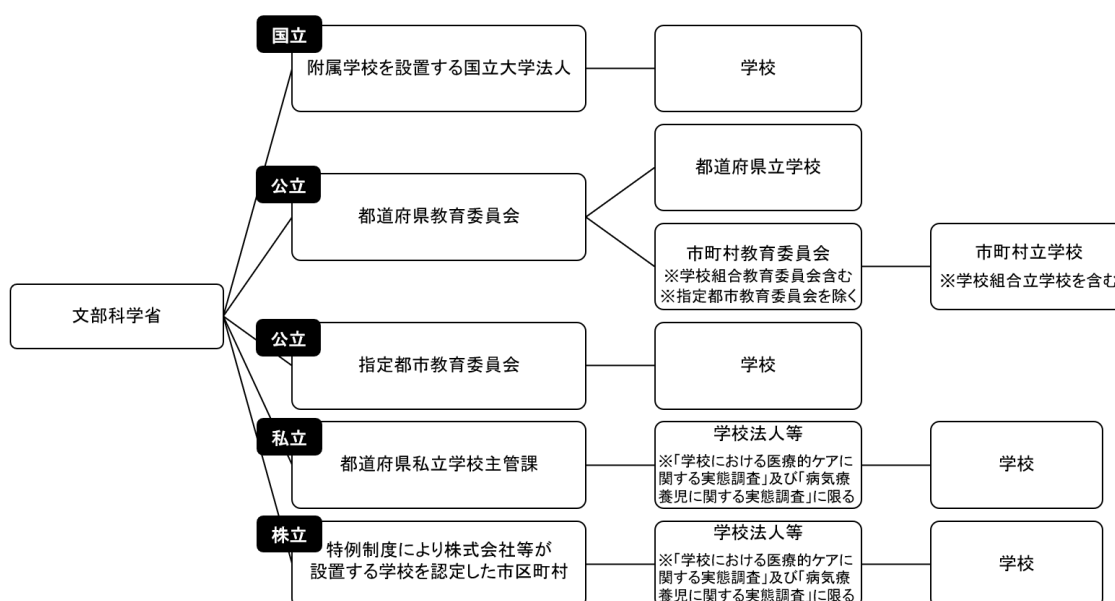
調査名称	調査範囲
令和 7 年度 通級による指導実施状況に 関する調査	○学校回答調査 国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校 ※特別支援学校は調査の対象外。 ※「【セクション 1】状況登録①」については上記の学校すべてが調査対象。それ以外のセクションについては、上記の学校のうち各設問の対象の年度・学年に該当がある学校が調査対象。 ○教育委員会回答調査 都道府県・政令指定都市・市区町村教育委員会 ※EduSurvey を使用して実施

令和 8 年度 学校における医療的ケアに 関する実態調査	○学校回答調査 国公立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制を含み、専攻科は除く。）、中等教育学校（後期課程においては通信制を含み、専攻科は除く。）、特別支援学校（専攻科は除く。） ○学校の設置者回答調査 学校設置者（都道府県・市区町村教育委員会、国立大学法人、学校法人等） ※令和 8 年 5 月 1 日現在、医療的ケア児が在籍する学校とその設置者が調査対象。 ※EduSurvey を使用して実施
令和 7 年度病気療養児等に 関する実態調査	○学校回答調査 国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校（通信制・専攻科は除く。）、中等教育学校（後期課程の通信制・専攻科は除く。）、特別支援学校（専攻科は除く。） ※【10/20 訂正】中等教育学校後期課程の通信制を調査対象外とします。 ○教育委員会回答調査 学校設置者（都道府県・市区町村教育委員会、国立大学法人、学校法人等） ※以下が調査対象。 ・令和 7 年度に病気療養児が在籍した学校とその設置者 （注）病気療養児とは、疾病による療養のため、又は障害のため、相当の期間学校を欠席すると認められる児童生徒 ・令和 8 年 5 月 1 日現在、病院内に学級（以下「院内学級」という。）を設置する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校（専攻科は除く。） ・令和 8 年 5 月 1 日現在、訪問教育を実施する特別支援学校（幼稚部と専攻科は除く。） ・令和 7 年度に院内学級に児童生徒が在籍した小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校（幼稚部と専攻科は除く。） ・令和 7 年度に訪問教育を実施した特別支援学校（幼稚部と専攻科は除く。） ※EduSurvey を使用して実施
令和 8 年度特別支援学校の センター的機能の取組に関 する状況調査	○学校回答調査 国公立の特別支援学校 ※EduSurvey を使用して実施

令和 8 年度学校教育法施行 令第 22 条の 3 に規定する 障害の程度に該当し特別な 教育的支援を必要とする児 童生徒に関する調査	○教育委員会回答調査 政令指定都市・市区町村教育委員会 ※EduSurvey を使用して実施
---	--

3 調査系統について

- 調査系統は下図の通りです。
- 教育委員会等は調査系統に従って所管する学校へ下記資料を送付してください。
※「令和 8 年度学校における医療的ケアに関する実態調査」は、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）も回答対象となっていますので、送付漏れのないようお願いいたします。
- ・ 本実施要項（資料 3）
- ・ 回答 FAQ（資料 4）
- ・ Excel/Word 形式の調査票等（資料 5）※文部科学省への提出は不要
- ・ 文部科学省 WEB 調査システム操作マニュアル等（資料 6～資料 8）
- 学校は、直接文部科学省への問い合わせをせず、調査系統に基づき連絡してください。



4 調査への回答について

【重要】

回答期限までの間、各調査の内容について、特に多く寄せられている質問など全体向けのご連絡事項が生じた場合には、以下のフォルダに保存する周知事項に随時記載する形でお知らせします。回答、及び、設置する学校等からの質問にご対応される際には、こちらをご確認いただきますようお願いいたします。

<https://mext.box.com/s/xciu65raq8bv6yhitnj04ts70hsj42fq>

(1) 回答の方法

- 調査ごとに、下記の記載に従って回答をお願いいたします。
- 文部科学省WEB 調査システム『EduSurvey』（エデュサーベイ）にて回答してください。各調査、下記の各回答用URLからアクセスをお願いします。

【令和7年度通級による指導実施状況に関する調査】

(学校回答調査)

- ・ 小学校用：

<https://edu-survey.mext.go.jp/survey/SchoolCode?surveyId=FnTHCosdr%2FeMEbxnjZuakQjNw2OwPwB0bPIzayxTKUIN%2B4T%2FcI%2BlqbRgZr%2FhjxG&searchType=school>



- ・ 中学校用：

<https://edu-survey.mext.go.jp/survey/SchoolCode?surveyId=kIafEisvAL24qStSYzASmd4oDAeIzdx4DA98n05NeClyzPSvpH%2BniXp%2BZlzhN4K&searchType=school>



- ・ 高等学校用

<https://edu-survey.mext.go.jp/survey/SchoolCodeByDepartment?surveyId=mIKEyvJIWcB5rjoQcAfAmDjMhUYDF8qHWqgL0bI50nIoYbUEUNLB6zXCB68mx9Dp&searchType=school>



(教育委員会回答調査)

<https://edu-survey.mext.go.jp/survey/SchoolCodeByDepartment?surveyId=I%2F7jJNtOzGBzkhVayu2TUpikHUJm%2B5Q5MReSO2cq%2Fdu7i7UQmVO3GEArL%2B6OZ%2BfO&searchType=org>



【令和 8 年度学校における医療的ケアに関する実態調査】

(学校回答調査) ※全ての学校種で URL は共通です。

<https://edu-survey.mext.go.jp/surveyc/SchoolCode?surveyId=L6rnmgd5IILmdLcae2JlvrwcQyjZo%2FztTjGlcsWDU6XAAQrD7GXGMzkebEgSw5AJa&searchType=school>



※【10/22 訂正】URL・二次元コードを訂正しました。ご迷惑をおかけしまして申し訳ありません。

(学校の設置者回答調査)

○都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、組合立学校の設置者

<https://edu-survey.mext.go.jp/surveyc/SchoolCode?surveyId=RXf7JWhYAhjyPaohUdTiy902zRCo4vy7qdNpSTZsqcF%2BP7vSyZH7ZUHX9YtBYacp&searchType=org>



○EduSurvey のマイページを保有する学校法人（私立大学、私立短大を設置する学校法人等）

<https://edu-survey.mext.go.jp/surveyc/SchoolCode?surveyId=RXf7JWhYAhjyPaohUdTiy902zRCo4vy7qdNpSTZsqcF%2BP7vSyZH7ZUHX9YtBYacp&searchType=org&corporation=l>



○EduSurvey のマイページを保有しない学校設置者（上記以外）

<https://edu-survey.mext.go.jp/surveyc/SurveyRespondent?mode=FOBqMFfMKaZpfoEAMUc%2FCyzaKErIsp8nQ%2FPQm5G6orQ%3D&surveyVersionId=z0bKrcSh3REYDrTjoMapTsJnXY32faVaGeRX4Br9qm0%2FkUqvB3zF3WqYd23oNqPU>



【令和 7 年度病気療養児等に関する実態調査】

(学校回答調査) ※全ての学校種で URL は共通です。

<https://edu-survey.mext.go.jp/survey/SchoolCode?surveyId=7zklBaPoaUFQymI0qqK3Hi5AR73luk0NYLvGliD6wKp%2FP6RQXhe57LlodakOEIMb&searchType=school>



※【10/22 訂正】URL・二次元コードを訂正しました。ご迷惑をおかけしまして申し訳ありません。

(学校の設置者回答調査)

○都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、組合立学校の設置者

<https://edu-survey.mext.go.jp/survey/SchoolCode?surveyId=6NaIa9%2BEBQ0K+HTPj%2BJS4Z7X%2FuUgEmmrCnNjI CJtx%2B9fgUjymHrPccCnY7qJBZ3X&searchType=org>



○EduSurvey のマイページを保有する学校法人（大学、短大を設置する学校法人等）

<https://edu-survey.mext.go.jp/survey/SchoolCode?surveyId=6NaIa9%2BEBQ0K+HTPj%2BJS4Z7X%2FuUgEmmrCnNjI CJtx%2B9fgUjymHrPccCnY7qJBZ3X&searchType=org&corporation=I>



○EduSurvey のマイページを保有しない学校設置者（上記以外）

<https://edu-survey.mext.go.jp/survey/SurveyRespondent?mode=qK8t%2BexYFfOQLaI9y33ISXj7UAVwXQLuculpcmWOWso%3D&surveyVersionId=L7s8I%2BO%2FoDyYAI GLGNHmNxMq92zI 0c7fKCFkXakGn3UAssxIPpK4RdaG%2BbI0dgt5>



【令和 8 年度特別支援学校のセンター的機能の取組に関する状況調査】

(特別支援学校回答調査)

<https://edu-survey.mext.go.jp/survey/SchoolCode?surveyId=OX3kx9%2FgwOSFAkQ9aLxtgbMNmPLuVIUbi7Hxhj%2BS6mrJCJWH6cchznOrsoBM3wxZ&searchType=school>



【令和 8 年度学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障害の程度に該当し特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査】

(教育委員会回答調査)

<https://edu-survey.mext.go.jp/survey/SchoolCodeByDepartment?surveyId=VT4qLGnVJGIKxfIRHWcu2Z8%2FYvwfBMWZLMtjeCBhsEJph3SqsqVhG6VH55kFoRX&searchType=org>



(2) 文部科学省 WEB 調査システム『EduSurvey』利用上の留意点

- 回答用リンクは学校種ごとに分かれている場合があります。誤ったリンクで回答しないようご注意ください。
- 回答する際は、
 - ・ 回答FAQ (資料 4)
 - ・ 文部科学省WEB調査システム操作マニュアル (資料 6)
 - ・ 文部科学省WEB調査システム操作マニュアル (マイページ保有者用) (資料 7) も参照してください。
- 回答の一時保存が可能です。詳細は「文部科学省WEB調査システム操作マニュアル (資料 6)」11 ページをご参照ください。
- 回答完了時、アンケート回答の最終ページ「完了」ボタンを確実にクリックしてください。「完了」ボタンをクリックしないと、回答は提出されません。
- 回答内容は、回答時に入力したメールアドレスに送信されます。控えとして活用してください。
- 回答送信後に修正を要する場合は、以下の方法で修正可能です。
 - ・ 再度回答すると回答が上書きされるため、学校において修正内容を反映した上で再度回答する
 - ・ 所管教育委員会のWeb調査システムマイページより回答を編集する
- 回答URLを知っていればどなたでも回答が可能です。なりすましを防ぐため、回答URLの関係者以外への展開、ホームページへの掲載その他不特定多数が閲覧できる状態にはしないでください。
- 期限内に回答がない学校においては、無効回答といたします。期限内の回答にご協力をお願いいたします。

(3) 『EduSurvey』による調査回答のとりまとめについて

- 文部科学省WEB 調査システム『EduSurvey』による調査では、回答データがクラウドに直接蓄積されるため、教育委員会等による回答データの集計・統合作業は不要です。学校回答調査票について、教育委員会等における所管の学校の回答内容の提出前の確認の要否については、各調査のQ&Aに従ってください。
- なお、回答データの集計後、所管の学校の回答内容誤り等が疑われる箇所がある場合は、教育委員会等に疑義照会をさせていただく可能性がありますので、その際にご対応をお願いいたします。
- 所管の学校等の回答は、教育委員会等の「マイページ」から確認・修正が可能です。回答一覧をCSVで出力することも可能です。手順は、「文部科学省WEB調査システム操作マニュアル (マイページ保有者用) (資料 7)」を参照してください。

マイページログイン用URL：<https://edu-survey.mext.go.jp/s/login>

※ ID（メールアドレス）およびパスワードは、各教育委員会等マイページ担当部署が管理しています。担当部署については「マイページ」ユーザー一覧（資料8）」をご確認ください。

5 回答期限

令和8年12月8日（火）

6 結果の公表の方法

この調査の結果は文部科学省ホームページにおいて公表いたします。

※ なお、国政調査権に基づく資料要求や情報公開請求等があった場合には各都道府県・指定都市等別の集計表または学校のデータ等を提出する場合がありますので、御了承ください。その他、公表・開示を要する事案があった場合は、個別に共有させていただきます。

7 その他

調査内容、調査票の取りまとめ等についての問合せ先は、以下のとおりです。

※ 学校は、直接文部科学省へ問い合わせをせず、「3 調査系統について」で示した調査系統に基づき必ず連絡していただくよう、重ねてお願い申し上げます。

○ 問合せ先

【令和7年度通級による指導実施状況調査】

【令和8年度特別支援学校のセンター的機能の
取組に関する状況調査】

【令和8年度学校教育法施行令第22条の3に規定する障
害の程度に該当し特別な教育的支援を必要とする児童生
徒に関する調査】

特別支援教育課 企画調査係 担当：藤田、池島

電話：03-6734-3193

E-mail：tokubetu@mext.go.jp

【令和8年度学校における医療的ケアに関する
実態調査】

【令和7年度病気療養児等に関する実態調査】

特別支援教育課 支援第一係 担当：興水、立石

電話：03-6734-3192

E-mail：seika@mext.go.jp